

事 務 連 絡  
平成 29 年 7 月 28 日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」による情報の入力等について

社会福祉法人制度改革に伴う諸般の対応につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 59 条に基づく所轄庁への届出については、毎会計年度終了後 3 月以内に、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこととしております。この所轄庁への届出方法については、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5（4）においてお示ししており、社会福祉法人（以下「法人」という。）は、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）に記録する方法により行うことが望ましいこととしているところです。

これに関連し、法第 59 条の 2 第 6 項の規定に基づく都道府県知事から厚生労働大臣への情報の提供は毎年度 9 月末を目途として行うこととしております。このため、既に、電子開示システムにより計算書類等及び財産目録等を所轄庁に届出を行った法人が、所轄庁による差戻し等により、引き続き電子開示システムでの入力作業を行っている場合等においても、所轄庁は、8 月末を目途として、法人のシステム入力を完了させるようお願いいたします。その際、引き続き、法人から届出のあった計算書類等及び財産目録等の内容についてご確認いただくとともに、法人に対するシステム入力等にかかる助言や、必要に応じて代理入力を行う等の丁寧なご支援をお願いいたします。

また、「『社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム』による情報の提供等について」（平成 29 年 3 月 29 日社援発 0329 第 49 号厚生労働省社会・援護局長通知）の第一の 3 においては、法第 59 条の 2 第 6 項の規定に基づく都道府県知事による厚生労働大臣への情報の提供については、毎年度 9 月末を目途に行うこととしているところです。各都道府県のご担当者におかれましては、改めてこの点についてご了知いただくとともに、引き続き、本規定に基づく情報の提供へのご協力よろしくをお願いいたします。

各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、本事務連絡の内容等をご了知いただくとともに、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。